

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1488号)

平成30年1月18日

横 情 審 答 申 第 1488 号

平 成 30 年 1 月 18 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年2月13日健生支第2458号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（１）裁決書の謄本について（平成28年2月19日付け 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長からの送付文） （２）裁決書（平成27年6月15日付け生活保護廃止決定処分に対する審査請求の平成28年2月19日付け裁決書の写し） （３）再審査請求の提起について（平成28年4月7日付け 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長からの通知文） （４）審査請求に係る裁決書等関係物件の送付について（平成28年3月30日付け 厚生労働大臣からの依頼文の写し） （５）再審査請求書の副本（平成28年3月4日付け 再審査請求書の副本の写し） （６）生活保護法に関する再審査請求の裁決について（平成28年12月28日付け 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長からの送付文） （７）生活保護法に関する再審査請求の裁決について（平成28年12月22日付け 厚生労働省社会・援護局長からの送付文の写し） （８）裁決書（平成28年3月4日付けで提起された再審査請求の平成28年12月22日付け裁決書の写し）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「（１）裁決書の謄本について（平成28年２月19日付け 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長からの送付文） （２）裁決書（平成27年６月15日付け生活保護廃止決定処分に対する審査請求の平成28年２月19日付け裁決書の写し）

（３）再審査請求の提起について（平成28年４月７日付け 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長からの通知文） （４）審査請求に係る裁決書等関係物件の送付について（平成28年３月30日付け 厚生労働大臣からの依頼文の写し） （５）再審査請求書の副本（平成28年３月４日付け 再審査請求書の副本の写し） （６）生活保護法に関する再審査請求の裁決について（平成28年12月28日付け 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長からの送付文） （７）生活保護法に関する再審査請求の裁決について（平成28年12月22日付け 厚生労働省社会・援護局長からの送付文の写し）

（８）裁決書（平成28年３月４日付けで提起された再審査請求の平成28年12月22日付け裁決書の写し）」の保有個人情報を持定し開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「健康福祉局生活支援課の所有する私の生活保護関係の情報」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年１月26日付で行った「（１）裁決書の謄本について（平成28年２月19日付け 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長からの送付文） （２）裁決書（平成27年６月15日付け生活保護廃止決定処分に対する審査請求の平成28年２月19日付け裁決書の写し） （３）再審査請求の提起について（平成28年４月７日付け 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長からの通知文）

（４）審査請求に係る裁決書等関係物件の送付について（平成28年３月30日付け 厚生労働大臣からの依頼文の写し） （５）再審査請求書の副本（平成28年３月４日付け 再審査請求書の副本の写し） （６）生活保護法に関する再審査請求の裁決について（平成28年12月28日付け 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長からの送付文） （７）生活保護法に関する再審査請求の裁決について（平成28年12月22日付け

厚生労働省社会・援護局長からの送付文の写し） （８）裁決書（平成28年３月４日付けで提起された再審査請求の平成28年12月22日付け裁決書の写し）」（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報を持定して行った個人情報開示決定（以

下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を持定し開示とした理由は、次のように要約される。

実施機関では、生活保護の決定について、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の開始、変更、廃止等は各区の福祉保健センター長に委任している。

また、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条に基づき、法による保護の決定及び実施については、各区の生活支援課（以下「区生活支援課」という。）が行っている。

そのため、審査請求人の法による保護の決定及び実施に係る文書等については、区生活支援課が保有しており、健康福祉局生活福祉部生活支援課（以下「局生活支援課」という。）は、本件保有個人情報以外の行政文書を保有していない。

なお、法による保護が廃止された者の保護の決定及び実施に係る文書の保存期間については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第1項及び第4項により、課等ごとに保存期間別に分類し保存することとされており、「保護廃止ケースファイル」の保存期間は5年となっている。

本件処分は、平成29年1月19日に補正を行った個人情報本人開示請求書の「1 本人開示請求に係る保有個人情報」欄において記載されている「健康福祉局生活支援課の所有する私の生活保護関係の情報」に対して行ったものである。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 約8年生活保護を受けていたが、開示があったのは保護解除後の情報と思われる。過去10年の生活保護中の情報も開示してほしい。
- (3) 生活保護費の過払いがあるとして取り消されている根拠を知りたい。
- (4) 局生活支援課でも区が保有している生活保護に関する情報と同じものを持っているのではないかと思うので、そちらを持定してほしい。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

生活保護事務においては、法に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて金銭の給付や医療・介護等の現物給付を行っている。横浜市では、法第19条第4項に基づき、横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年12月横浜市規則第111号。以下「委任規則」という。）を定め、法による保護の開始、変更、廃止等の事務を各区の福祉保健センター長に委任している。生活保護を申請した者の生活保護受給の可否は、各区の福祉保健センター長が決定しているが、その事務は区生活支援課が所管している。

保護受給者は、福祉保健センター長の決定に不服があるときは、神奈川県知事に対して審査請求を提起することができる。局生活支援課は、保護決定に関する審査請求の審査庁である神奈川県知事から、請求内容や審理状況等の情報提供を受け、保護決定の処分庁である区福祉保健センター長が行った原処分の適正さの確認や弁明書作成の支援等を行っている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が神奈川県知事に対して提起した生活保護廃止決定処分に対する審査請求及び厚生労働大臣に対して提起した再審査請求に関する文書である。

(3) 本件保有個人情報の特定について

ア 審査請求人は、本件本人開示請求において「健康福祉局生活支援課の所有する私の生活保護関係の情報」を求めており、また、意見陳述において、区が保有している生活保護に関する情報と同じ情報を局生活支援課でも保有していると考えるので、特定してほしいと主張している。そこで、当審査会では、局生活支援課が保有する審査請求人の生活保護に関する情報の有無について、以下検討する。

イ 委任規則第1項「生活保護法に関する事務」では、第1号で「法第24条第1項及び第9項に規定する申請による保護の開始及び変更に関すること。」と規定しているほか、第2号以下で法に基づく保護の停止及び廃止等の事務も各区の福祉保健センター長に委任されている。

ウ 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）では、「生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他法の施行に関すること。」は局生活支援課の事務と規定されている。また、横浜市区役所事務分掌規則では、「法に規定する保護等の決定及び実施に関すること。」は区生活支援課の事務と規定さ

れている。

エ そうすると、保護等の決定等に関する事務を区生活支援課が行っていることから、個別のケースに係る保護の開始、変更、廃止等の決定に関する文書は区生活支援課が保有しているとする実施機関の説明は首肯できる。

オ もっとも、局生活支援課では、個別のケースに係る保護の開始、変更、廃止等の決定に関する事務は行っていないとしても、区生活支援課の行う生活保護等に係る事務の指導等を行うこととなっており、当該事務を行う上で必要な場合には例外的に個別のケースに係る生活保護等に関する文書を局生活支援課が保有しているものと考えられる。

カ この点について実施機関に確認したところ、すでに特定している本件保有個人情報に係る生活保護廃止決定処分に対する審査請求及び再審査請求に関する区生活支援課の事務の支援等を行っているが、そのほかには審査請求人の生活保護に関し、局生活支援課が指導等を行った事実はないとの説明があった。なお、審査請求人は生活保護費に過払いがあるとして取り消されていると主張しているため、念のためこの点についても確認したが、局生活支援課では、当該事案に関して指導等を行った事実はなく、個人情報を保有していないとのことであった。

これらの実施機関の説明に不合理な点は認められず、局生活支援課では、本件保有個人情報のほか、審査請求人の生活保護関係の個人情報を保有していないとの実施機関の説明は、首肯できるものである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年2月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年2月16日 (第208回第三部会) 平成29年2月24日 (第309回第二部会) 平成29年2月28日 (第300回第一部会)	・諮問の報告
平成29年7月6日 (第216回第三部会)	・審議
平成29年7月20日 (第217回第三部会)	・審査請求人からの意見陳述 ・審議
平成29年8月3日 (第218回第三部会)	・審議
平成29年10月19日 (第221回第三部会)	・審議
平成29年11月6日 (第222回第三部会)	・審議
平成29年12月7日 (第224回第三部会)	・審議